

○横浜町地域おこし協力隊任用規則

令和3年11月22日
規則第16号

(目的)

第1条 この規則は、人口減少、高齢化等の進行が著しい横浜町において、地域外の人材を積極的に招聘し、その定着を図るとともに、若者等の定住及び地域力の維持・強化を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、横浜町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置し、これに関し必要な事項を横浜町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年横浜町条例第6号。以下「会計年度任用職員に関する条例」という。）及び横浜町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年横浜町規則第8号。以下「会計年度任用職員規則」という。）の規定に基づき、定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協力隊は地域外の人材が横浜町へ定住及び定着するために、地域の力の維持及び強化並びに地域の活性化に資する活動に従事する者
- (2) 所属長 協力隊が所属する課の長
(協力隊の活動)

第3条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、町及び地域住民等と連携を密にし、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域資源や特産品の発掘及び販売促進に関する活動
- (2) 農林水産業、商業及び観光の振興に関する活動
- (3) 地域おこしに関する活動
- (4) 地域間交流及び移住・定住の促進に関する活動
- (5) 住民の生活、地域コミュニティに関する支援活動
- (6) 地域教育環境の向上に関する活動
- (7) その他町長が認める活動

(隊員の任用)

第4条 隊員は、次の各号の要件を全て満たす者のうちから、町長が任用する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 3大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。）をはじめとする都市地域（過疎、山村、離島、半島等の対象地域又は指定地域を有していない市町村をいう。）等に住所を有する者又は地域おこし協力

- 隊員であった者（同一地域内における活動2年以上、かつ解任1年以内）で、生活拠点を横浜町に移し、住民票を異動させることに了承する者（任用される前に既に住民票を異動し、横浜町に定住・定着している者を除く。）
- (3) 地域の活性化に深い知識と熱意を有し、かつ、積極的に活動できる者
 - (4) 心身ともに健康で、地域になじむ意志を有し、かつ、誠実に職務が遂行できる者
 - (5) 普通自動車運転免許を有している者

2 前項の規定により任用された隊員は、速やかに横浜町に住民票を異動するものとする。

（隊員の任用期間）

第5条 隊員の任用期間は1年とする。ただし、年度途中で任用する場合は、任用年度の末日までとする。

2 任用期間は最長3年まで延長ができるものとする。

3 前項の規定により任用期間を延長する場合には、1年ごとに期間を延長することとする。

（隊員の勤務条件等）

第6条 隊員の勤務条件等に関する事項でこの規則に定めのないものについては、会計年度任用職員に関する条例を準用する。

2 隊員の勤務時間は、1日につき7時間00分とする。この場合において、標準的な勤務時間は、午前8時30分から午後4時30分までとし、休憩時間を午後0時00分から午後1時00分までとする。なお、勤務時間については活動内容により、7時間00分を超えない範囲で変更できるものとする。

3 隊員は、所属長の指示に従って、横浜町役場内又は町内の民間事業者等で事務を行うものとする。

（隊員の身分）

第7条 隊員の身分は、横浜町会計年度任用職員とする。

（社会保険等の適用）

第8条 隊員は、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところにより、それぞれの被保険者となるものとする。

2 前項に定めるもののほか、隊員が公務上負傷し、又は疾病にかかった場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の例により保障する。

（隊員の報酬等）

第9条 隊員の給料は、次のとおりとする。

- (1) 任用1年目の者 月額180,000円
- (2) 任用2年目の者 月額185,000円
- (3) 任用3年目の者 月額190,000円

2 隊員の住居は町が借り上げ使用させる。ただし、電気、ガス、水道、イン

ターネット通信費等の隊員が居住の維持に必要な費用については隊員の負担とする。

3 隊員の活動に要する車両は、隊員活動用の公用車又は私用車の借り上げとする。ただし、燃料費等は隊員の負担とする。

4 町長は、隊員に公務のための旅行を命じた場合は、横浜町職員等の旅費に関する条例（平成10年横浜町条例第3号）の規定により旅費を支給する。

5 町長は、第3条に規定する活動及び関連する研修等に要する経費について、予算の範囲内で支給する。

（時間外勤務報酬）

第10条 隊員であって、定められた正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命じられた者には、正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務報酬を支給する。

2 時間外勤務報酬の額は、横浜町職員の給与に関する条例（昭和34年横浜町条例第3号。以下「給与条例」という。）第11条の規定により支給される時間外勤務手当の例による。この場合において、給与条例第11条第2項の「再任用短時間勤務職員」とあるのは「地域おこし協力隊」とする。また、単価については給与条例の規定により算出を行う。

（休日勤務割増報酬）

第11条 隊員であって、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）並びにこれらの日の代休日において正規の勤務時間中に勤務することを命じられた者（これらの日の正規の勤務時間に相当する時間を他の日に勤務させないこととされた者を除く。）には、休日勤務割増報酬を支給する。

2 休日勤務割増報酬の額は、給与条例第12条の規定により支給される休日勤務手当の例による。

（夜間勤務割増報酬）

第12条 隊員であって、定められた正規の勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である者には、夜間勤務割増報酬を支給する。

2 夜間勤務割増報酬の額は、給与条例第13条の2の規定により支給される夜勤手当の例による。

第13条 隊員（規則で定める者を除く。）には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。

（1） 期末手当は、6月以上の任用期間をもって任用された隊員又は6月未満の任用期間をもって任用された隊員で、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して支給する。

(2) 期末手当の額は、報酬の月額に 100 分の 70 を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月以上 6 箇月未満	100 分の 80
3 箇月以上 5 箇月未満	100 分の 60
3 箇月未満	100 分の 30

2 前項に規定するもののほか、隊員の期末手当の支給については、給与条例第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の例による。

(隊員の活動の特例)

(休日)

第 14 条 次の各号に掲げる日を休日とする。

(1) 国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に定める休日をいう。）

(2) 年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの期間をいう。）

(休暇)

第 15 条 休暇の種類は年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とし、会計年度任用職員規則（令和 2 年規則第 8 号）に定める日数とする。

(サービスの宣誓)

第 16 条 横浜町職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和 26 年条例第 2 号）第 2 条第 2 項の規定により、隊員のサービスの宣誓について次のように定める。

(1) 隊員は、任用の際に宣誓書に署名し、横浜町へ提出することによりサービスの宣誓を行ったものとする。

(2) 同一の隊員について再度の任用を行った場合は、先の任用の際提出した宣誓書の署名をもってサービスの宣誓を行ったものとする。

第 17 条 隊員は、勤務時間外において、町長が認める次に掲げる活動等を行うことができる。

(1) 協力隊の活動に関連して実施するものであって、対価を得る活動等

(2) 隊員の勤務時間終了後に定住に向けた基盤づくりに必要な実証活動であって、対価を得る活動等

(身分証明証の携帯等)

第 18 条 隊員が職務を遂行するときは、常に身分証明証（様式第 1 号）を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 身分証明証を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを加工してはならない。

3 身分証明証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに町長に届けなければならない。

4 身分証明証は、隊員を退いたときには、直ちに町長に返還しなければならない。

(日誌及び報告書)

第 19 条 隊員は、第 3 条に規定する活動の実施状況について、協力活動日誌(様式第 2 号)に記録しなければならない。

2 隊員は、前項の協力活動日誌を添付の上、毎月 10 日までに前月分の協力活動の内容を協力活動報告書(様式第 3 号)により町長に報告しなければならない。

(退職)

第 20 条 隊員は、自己都合により任期の途中において退職を希望する場合は、原則として、希望日の 30 日前までに、町長が別に指示するところによる退職届を町長に提出しなければならない。

(解任)

第 21 条 町長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、任期の途中であっても、これを解任することができる。

(1) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、協力隊の活動に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3) 隊員としてふさわしくない非行があったとき。

(守秘義務)

第 22 条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(政治活動等の禁止)

第 23 条 隊員は、職務を利用して政治活動及び宗教活動を行ってはならない。(町の役割)

第 24 条 町長は、協力隊の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる支援等を行うものとする。

(1) 隊員の活動に関する総合調整

(2) 隊員の活動に関する住民等への周知

(3) 隊員の活動終了後の定住支援

(4) その他協力隊の円滑な活動に必要な事項

(庶務)

第 25 条 協力隊に関する庶務は、第 3 条に規定する活動の所管課で処理する。(その他)

第 26 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

様式第2号（第19条関係）

協 力 活 動 日 誌

横浜町地域おこし協力隊員名

印

活 動 日	年 月 日 ()		
活動時間	午前： 時 分 ~ 時 分 午後： 時 分 ~ 時 分	計	時間
活動場所			
活動内容			
特記事項			
確認印			

様式第3号（第19条関係）

年 月 日

横浜町長 殿

協 力 活 動 報 告 書

横浜町地域おこし協力隊員名 印

協 力 活 動 報 告 年 月	年 月 分
協 力 活 動 内 容	
翌 月 の 活 動 予 定 内 容	
要 望 意 見 等	

※毎月10日までに提出してください。